

ごあいさつ



皆様にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

ここに、第91期事業の内容と決算のご報告をするにあたり、皆様からの日頃のご支援ご愛顧に対して心よりお礼申し上げます。

さて、平成29年度を振り返りますと、雇用環境の改善などから公示地価の上昇や株式市場の上昇などが見られ、我が国経済は緩やかな回復基調を続け、底堅く推移してきました。しかし、いまだ景気は力強さを欠いており、企業活動のグローバル化や国内の少子高齢化といった構造的な影響から中小企業・小規模事業者においては、引き続き厳しい環境が続いております。

わが国金融業界においても、仮想通貨やAI（人工知能）が頭角を現してきたことから、収益基盤の多様化、新たなビジネスモデルの構築、働き方改革などが課題となってきています。

こうしたなか、東京ベイ信用金庫は、「収益力の強化」「経営基盤の構築」「リスク管理態勢等の強化」「地域社会への貢献」「事業性評価への取組み」を推進してきました。

日本銀行の「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」により、市場金利は低位で安定的に推移し、その影響から利鞘が縮小して収益も低下してきており、引き続き人的・物的両面での合理化策を図りました。そして地域貢献の観点から、地元中小企業への事業資金ならびに住宅ローン及びその他個人向けローンを中心として貸出金の増強に努めてまいりました。

また、地域の発展と活性化に向けて、創業支援、販路拡大、事業承継等の企業のライフステージにある経営課題の解決に貢献できる体制をとって、事業性評価への取組みの促進を図り、専門家など外部機関との連携を強化して、お客様の課題解決に積極的に取組んでまいりました。そしてビジネスマッチング、地域密着行事等への支援を継続的に実施しており、その中で公的関係機関等と協働した金融経済教育は、全国信用金庫協会の「第21回信用金庫社会貢献賞 Face to Face賞」を受賞いたしました。

そうした結果、第91期決算状況につきましては、預金残高（譲渡性預金を含む）は前期末比133億円増加して5,147億円、貸出金残高は前期末比112億円増加して3,186億円となりました。また、金融機関の本業の収益力を示す業務純益は12億円を計上し、経常利益は21億円、当期純利益は16億円をそれぞれ計上いたしました。

一方、自己資本比率につきましては、優先出資金の残額47億円を全部消却したことにより、8.29%と前期より1.59%低下しましたが、国内基準である4%を大幅に上回り、引き続き高い健全性を維持しております。

平成30年度のわが国経済は、雇用や所得環境が緩やかに改善を続け、また、東京オリンピック開催に向けたインフラ整備が景気を下支えし、訪日外国人の増加による消費の拡大が期待され、力強さには欠けるものの緩やかな景気回復基調が継続するものと思われます。

東京ベイ信用金庫は、平成30年度より新中期計画（東京ベイ信金3か年計画「輝き」）を策定し、I収益力の強化、II地域密着型金融の強化、III人財活力の向上、IV内部管理態勢等の強化を4つの柱とした計画を実行してまいります。この計画では、私たちの使命は、地元の皆様の豊かな生活に役立つことであり、その積み重ねが「地域の輝き」となると考え、そのためには、当金庫自らも地域金融機関として輝くことが必要であり、「金庫の輝き」は職員一人ひとりが仕事に『誇り』と『働きがい』を感じて行動し、「職員みんなの輝き」があってこそ、地域とともに生きていくことができると思っております。

また、内部統制システム態勢の整備に努め、コンプライアンス、リスク管理、顧客本位の業務運営等の金融機関に課せられた課題を常に念頭に置きつつ、地域の皆様への責任と社会的・公共的使命を全うし、地域において期待される金融仲介機能を発揮する信用金庫として、その役割を的確に果たしてまいります。

皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年6月

理事長

酒井正平

東京ベイ信用金庫「倫理憲章」

[企業行動指針]

1 (責任と使命)

- (1) 東京ベイ信用金庫は、健全経営に徹し、信用秩序の維持と地域金融の円滑化に努めます。
- (2) 東京ベイ信用金庫は、良質な金融サービスの提供を通じて、地域の経済、社会の発展に貢献します。

2 (信頼の確保)

- (1) 東京ベイ信用金庫は、常に各種法令・規則を遵守し、その精神を尊重します。
- (2) 東京ベイ信用金庫は、誠実・公正な行動により、社会からの信頼の確保に努めます。

3 (社会とのコミュニケーション)

東京ベイ信用金庫は、広く地域社会とのコミュニケーションを充実し、開かれた業務運営を実践します。

4 (反社会的勢力の排除)

東京ベイ信用金庫は、反社会的勢力の介入に対し、これを断固として排除します。

[役職員行動規範]

1 (信頼の確保)

- (1) 私たちは、法令や規則を守り、良識ある行動をします。
- (2) 私たちは、お客様へのより良いサービスの提供に努めます。

2 (責任と禁止行為)

- (1) 私たちは、職務上の地位を利用して私的な利益をはかる行為をしません。
- (2) 私たちは、社会常識を踏まえ、お客様などとの健全な関係を保ちます。

3 (正確で迅速な事務を行います)

- (3) 私たちは、約束を守り、公私混同をしません。
- (4) 私たちは、正確で迅速な事務を行います。

4 (約束を守り、公私混同をしません)

- (1) 私たちは、職務上の地位を利用して私的な利益をはかる行為をしません。
- (2) 私たちは、社会常識を踏まえ、お客様などとの健全な関係を保ちます。

5 (正確で迅速な事務を行います)

- (3) 私たちは、約束を守り、公私混同をしません。
- (4) 私たちは、適切な情報管理に努め、職務上必要な情報は迅速かつ的確に伝達します。

6 (職場規律)

- (1) 私たちは、すべての役職員の人格を尊重し、差別のない、働きやすい職場環境の確保に努めます。

- (2) 私たちは、言葉づかい等基本的な礼儀・マナーを守り、秩序ある職場作りに努めます。

7 (倫理憲章の実践)

私たちは、東京ベイ信用金庫の役職員として、この倫理憲章を常に実践します。

目次

ごあいさつ	1
当金庫の概要	4
内部管理態勢	12
業務のご案内	19
資料編	
財務諸表	27
経営指標	33
自己資本の充実の状況等	42
索引	51
店舗一覧	52

※(注) 各種項目については、51ページ索引をご参照ください。

東京ベイ信用金庫と地域社会

～地域とともに、これからも、そしていつまでも～

●当金庫の地域経済活性化への取組みについて

当金庫は、東京ベイエリアを事業区域として、地元中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。地元のお客様からお預りした大切な資金(預金積金)は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強いネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めています。

●地域の活性化や金融教育、文化的・社会的貢献に関する取組み

当金庫は、地域貢献活動の一環として「金融キャリア教育」を小中学校、高校、大学、社会人に関係機関等と協働で継続的に実施したことが評価され、全国信用金庫協会主催第21回信用金庫社会貢献賞の「Face to Face賞」を受賞しました。また地域経済の活性化のためビジネスマッチング等を積極的に取組んでいます。

- 市川商工会議所主催「市内企業新人教育研修」で講義、千葉商科大学2学部で講義、千葉県立市川高等学校「金融キャリア教育」東海大浦安中「金融・防犯・防災教育」で財務省関東財務局千葉財務事務所・千葉県警生活安全部・浦安市総務部防災課と協働講義、市立小・中学校・私立中の職場体験学習実施
- 県内5信金合同主催「しんきん食の商談会」等「食」のビジネスマッチングへ参加
- 千葉県産業振興センター「しんきん食の商談会」ブレセミナー、「千葉県よろず支援拠点」ステップアップセミナー等共催、市川商工会議所連携「おもてなしギフトショップ」開店支援

- 千葉県・東京都「よろず支援拠点サテライト相談所」、「経営支援会議」の継続的実施
- 「相続セミナー」「相続相談会」日本弁護士連合会共催実施
- 「世界一行きたい科学広場in浦安2017」共催、お客様旅行(九州)実施、県内5信金合同で県外信金のお客様旅行をお出迎え
- 「いちかわ産フェスタ」、「市川市小学校朝食選手権」、「流山産業博」等に協賛
- 市川市・流山市・東京法人会連合会・市川法人会・千葉労働局・江戸川区と連携協定等締結

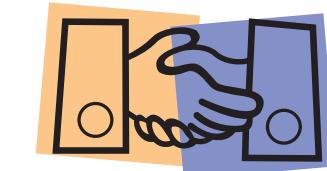
●お客様の預金

地域のお客様の着実な資産づくりのお手伝いをさせていただきため、目的や期間に応じた各種預金を取り揃えております。

預金残高
[5,147億円]



預金積金・出資金



貸出金・支援活動・サービス

東京ベイ信用金庫
役職員数
[471人]

店舗数
[27店]
自己資本比率
[8.29%]

●地域のお客様へのご融資

当金庫は、出資者である会員の皆様へのご融資を基本として、地元中小企業の健全な発展と地域社会の繁栄に向けて、当金庫の地区内に事業所を有する事業者に対し1,971億円をご融資しております。また、個人のお客様には住宅ローンを中心とした、個人融資を1,026億円で融資しております。

貸出金残高
[3,186億円]
預貸率
[61.90%]

●お取引先への経営支援・活性化支援等

地域経済・産業活動を支えていくため「事業性評価」を活かした地方創生の推進に積極的に対応しております。外部専門機関・関係団体や外部専門家等と連携してお取引先の経営課題の解決に取組んでおります。

企業のライフステージに合わせ、創業や売上向上セミナーの実施、「しんきん食の商談会」等ビジネスマッチングや「おもてなしギフトショップ」開店支援、「よろず支援拠点サテライト相談所」「経営支援会議」「相続セミナー」「事業承継セミナー」等を継続的に実施しております。

当金庫の取組事例については日本銀行金融機構局金融高度化センター主催で福島県・長野県で開催された「再チャレンジ支援・事業承継に関するワークショップ」において発表しました。

余裕資金残高
(預け金・有価証券等)
[2,049億円]

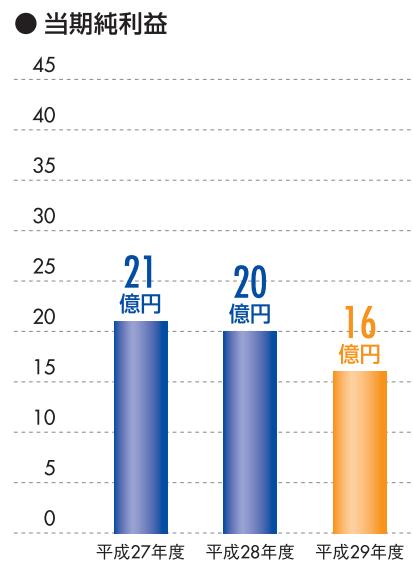
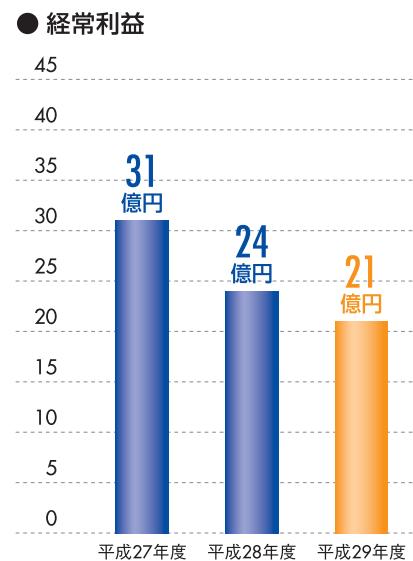
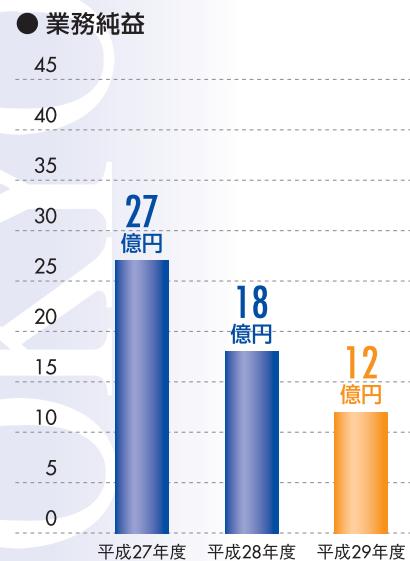
掲載の計数は、30年3月末現在

事業の状況

● 主要な経営指標3ヵ年推移 ●

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
預金積金残高	496,789	501,414	514,727
貸出金残高	303,455	307,453	318,661
有価証券残高	40,247	41,083	35,510
純資産額	27,388	27,355	24,150
総資産額	526,301	530,505	540,788
経常収益	9,620	8,741	8,872
業務純益	2,763	1,886	1,208
経常利益	3,142	2,497	2,127
当期純利益	2,113	2,000	1,687
単体自己資本比率	10.00%	9.88%	8.29%

(注) 残高計数は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。預金積金残高には譲渡性預金を含めております。



地域への貢献と地域経済の活性化を支援するため、様々な活動を行っております。 全国信用金庫協会の第21回社会貢献賞「Face to Face賞」を受賞！

● 金融キャリア教育の実施（「Face to Face賞」を受賞）

- 市川商工会議所「市内企業新入社員教育講習会」講義
- 東京都信用金庫協会「千葉商科大学寄附講座」講義
- 千葉商科大学サービス創造学部「企業セミナー」講義
- 千葉県立市川昂高等学校「金融キャリア教育」財務省関東財務局千葉財務事務所と協働実施
- 東海大学付属浦安高等学校中等部「金融・防犯・防災教育」財務省関東財務局千葉財務事務所・千葉県警生活安全部サイバー犯罪対策課・浦安市総務部防災課と協働実施
- 市川市立・松戸市立小学校・中学校、東海大学付属浦安高等学校中等部の職場体験学習実施



市内企業「新入社員教育講習会」



大学における「企業セミナー」



高校における「金融キャリア教育」



中学校における「金融・防犯・防災教育」

● ビジネスマッチング

- 県内5信金合同主催「しんきん食の商談会」開催
- 「神奈川県内信金商談会」・「うまいもん発掘大商談会」等「食」のビジネスマッチングへ参加
- 千葉県・東京都「よろず支援拠点サテライト相談所」、「経営支援会議」の継続的実施
- 千葉県産業振興センター「しんきん食の商談会」プレゼンター、「千葉県よろず支援拠点」ステップアップセミナー等共催
- 市川商工会議所連携「おもてなしギフトショップ」開店支援



県内5信金合同主催「しんきん食の商談会」

● 地方公共団体・商工会議所等との連携

- 市川商工会議所主催「いちかわ産フェスタ」に参加
- 千葉県中小企業診断士協会と連携協働し、事業性評価融資商品『成長』を取り扱い開始
- 千葉労働局と金融機関の連携強化に向けた包括連携協定締結
- 流山商工会議所主催「流山産業博」に参加
- 江戸川区しんきん協議会と江戸川区の中小企業支援に関する連携協定締結

● 募金・献血活動

- 「信用金庫の日」キャンペーンに参加し、募金・献血活動を行っております。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況

経営支援に関する取組方針

当金庫は、平成15年度からお取引先企業に対する経営相談・経営支援機能の強化に取り組んでまいりました。平成26年11月「まち・ひと・しごと創生法」の成立に伴い、地域経済・産業活動を支えていくため営業店と連携し「事業性評価」を活かした地方創生の推進に積極的に対応しております。

お取引先企業が主体的に経営改善に取組めるような様々なお手伝いをしております。今後も地域の活性化に向け、お取引先企業の経営課題の解決に向け態勢整備を進めてまいります。

お取引先企業の経営課題の解決に向けた当金庫の取り組み

事業承継セミナー・事業承継相談会の実施

平成29年度から経営者が後継者に円滑に事業を引き継いでいただくために、独立行政法人中小企業基盤整備機構関東本部、千葉県事業引継ぎ支援センターから講師を招き「事業承継セミナー」、「事業承継相談会」を開催しております。「事業承継セミナー」では事業承継の進め方について講師から解説をいただき、「事業承継相談会」ではお取引先ごとの個別相談を実施し、事業承継の課題解決のアドバイスをいただきました。



経営支援会議・東京ベイ経営相談サービス

平成29年度で延べ136回の実施となった経営支援会議は、当金庫と顧問契約を結ぶ外部専門家（弁護士、公認会計士、中小企業診断士、司法書士、不動産鑑定士）が、お取引先企業の課題解決のため、議論を交わしています。



千葉県中小企業診断士協会と連携協働、事業性評価融資商品『成長』の取扱開始

当金庫は千葉県中小企業診断士協会と連携協働し、平成29年9月から事業性評価融資商品『成長』の取扱いを開始いたしました。この商品は、千葉県中小企業診断士協会所属の中小企業診断士が、営業店の店長席とお客様に同行訪問し、『成長』診断シートを作成、事業性評価にもとづいて融資判断を行う商品です。平成29年度は、16先124百万円を取扱いいたしました。

また、「経営革新等支援機関」に認定されており認定支援機関（または認定支援機関と連携する金融機関）として補助金申請を支援しております。平成29年度は16先のお取引先企業の事業計画策定をお手伝いいたしました。経営計画策定後も当金庫職員による定期的な面談を実施しております。

経営支援に対するニーズの専門化・多様化に対応するため、中小企業診断士やFPの資格取得に取組んでおります。審査や支援策等について随時研修を行い、次世代の職員養成をしております。

よろず支援拠点サテライト相談所の継続実施・経営セミナーの開催

平成27年6月から千葉県よろず支援拠点のサテライト相談所として、本店、浦安支店、野田支店、柏支店、松戸支店で、また平成27年11月からは東京都よろず支援拠点のサテライト相談所を城東営業部に開設して、お取引先の様々な経営課題へのアドバイスや解決に努めております。平成29年度は96先のお客様の経営相談にご利用いただきました。



平成29年8月「バイヤーとの商談成約率を高めるポイント」、平成29年10月「30秒アンケートで売上アップ！顧客の本当のニーズをつかむ方法」をテーマに千葉県よろず支援拠点と共に開催いたしました。

「再チャレンジ支援・事業承継支援に関する地域ワークショップ」での講演について

日本銀行金融機構局金融高度化センター主催の福島県（平成29年7月）および長野県（平成30年1月）で行われた「再チャレンジ支援・事業承継支援に関するワークショップ」において当金庫の取組事例について講演を行いました。講演内容は信金中央金庫および千葉県事業引継ぎ支援センターと連携したお取引先への事業承継の支援事例と、日本商工会議所が主催し、各商工会議所と連携し行っている「おもてなしギフトショップ」の開店支援について発表し、各県内の信用金庫に参考としていただきました。



「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しております。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

なお、平成29年度に当金庫において、新規に無保証で融資した件数は437件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は6.64%、保証契約を解除した件数は32件、同ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る）は0件です。

金融円滑化のための基本方針

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力で取り組んでまいります。

1. 取組方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

当金庫は、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている課題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組みます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記の取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり必要な態勢整備を図っております。

- (1) 金融円滑化管理方針などの策定
- (2) 金融円滑化管理責任者の選任
- (3) 営業店における金融円滑化担当者の配置
- (4) お客様のサポート体制の構築

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

総代会

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員1人1人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数が多いへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。この総代会は、決算、取引業務の決定、理事・監事の選任等の重要な事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員1人1人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取組んでおります。

1. 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで、総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。

- (1)総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- (2)総代候補者選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- (3)総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)。

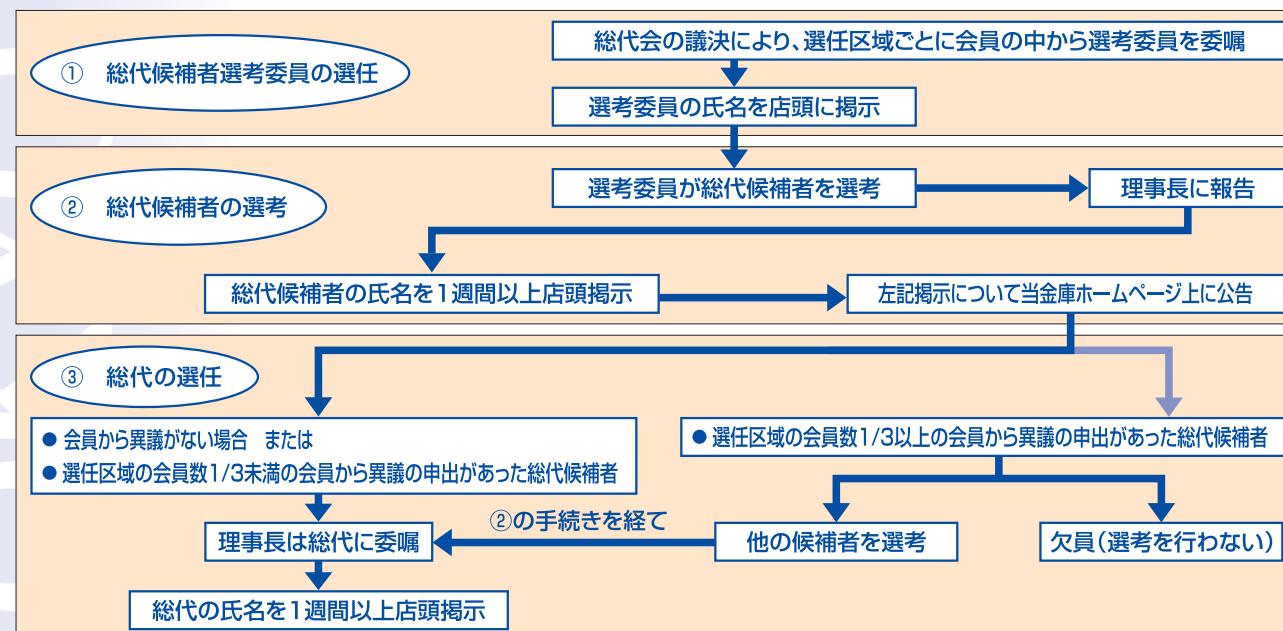
2. 総代候補者選考委員選考基準

- (1)資格要件
 - ① 総代候補者選考委員は、当金庫の会員でなければならない。
 - ② 就任時点で満79歳を超えない会員でなければならない。
 - ③ 総代候補者選考委員の選考基準は次の通りとする。
 - ① 地域における信望が厚く、信用金庫の使命を十分理解していること。
 - ② 地域の事情に明るく、人格・識見とも優れていること。
 - ③ その他金庫が適格と認めたもの。

3. 総代候補者選考基準

- (1)資格要件
 - ① 総代候補者は、当金庫の会員でなければならない。
 - ② 就任時点で満80歳を超えない会員でなければならない。
- (2)総代候補者の選考基準は次の通りとする。
 - ① 総代としてふさわしい見識を有している人であること。
 - ② 良識をもって正しい判断ができる人であること。
 - ③ 地域における人望が厚く、総代としてふさわしい人であること。
 - ④ 地域での居住年数が長く、人縁関係が深い人であること。
 - ⑤ 行動力があり、積極的な人であること。
 - ⑥ 人格・識見に優れ、当金庫の発展に寄与できる人であること。
 - ⑦ 金庫理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有する人であること。
- (3)非常勤を含む当金庫役員は総代を兼務することが出来ない。

（総代が選任されるまでの手続について）



（総代の氏名等）

平成30年7月1日現在

地 区	人 数	区 域	氏 名
第1区	18人	市川市のうち 市川市川南 新田 平田 大和田 大洲 真間 菅野 東菅野 国府台 曾谷 大野町 南大野 大町 柏井 奉免町 稲越町 須和田 国分 中国分 東国分 北国分 堀之内 松戸市のうち 上矢切 中矢切 下矢切 栗山 三矢小台 二十世紀が丘 大橋 秋山 高塚新田	鯨岡 俊司⑦ 久野 勝己⑤ 田中 謙一⑤ 塚本 福二⑤ 松橋 強⑨ 湯浅 健弘⑤ 中村 政邦④ 高島 和之④ 加藤 憲一④ 浮谷 直之④ 曾我 明哲⑤ 芝田 太市⑨ 石井 重一④ 長谷 和雄⑥ 深山 邦武⑨ 深山 久義⑤ 深山 董⑨ 高梨 近一③
第2区	11人	市川市のうち 八幡 南八幡 宮久保 下貝塚 東大和田 稲荷木 鬼高 鬼越 高石神 中山 北方 北方町 本北方 若宮 高谷 新町 田尻 原木 東浜 二俣 二俣新町 船橋市 習志野市 八千代市 千葉市 四街道市 佐倉市	伊藤 譲⑨ 植草 敏男⑤ 稲葉 清一④ 石井 誠一③ 篠原 勝利⑨ 藤井 利一⑨ 湯浅 忠雄⑨ 工藤 祐政⑤ 田嶋 紀一⑤ 成瀬 正泰③ 松丸 友樹①
第3区	23人	市川市 (第1区・第2区の地域を除く) 浦安市 江戸川区	高橋 秀夫⑤ 鶴田 知久⑦ 薮崎 保治⑤ 野地 豊④ 岡崎 隆⑦ 篠澤 正⑤ 高梨 喜好⑨ 渡邊桂一郎⑦ 渡邉 英夫⑨ 吉橋 恒雄③ 榎本敬三郎③ 三橋 具典④ 木村 聖③ 並木 勝利⑤ 橋本 豊之⑨ 渡邊 孝二⑨ 奥村 政治④ 大澤 秀行③ 田中 政弘⑨ 田中 幸也⑥ 吉野八五郎⑨ 佐々木高丸④ 伊藤 明③
第4区	15人	野田市 流山市 埼玉県三郷市 幸手市 八潮市 吉川市 北葛飾郡松伏町 杉戸町 春日部市 (旧春日部市を除く) 茨城県坂東市 (旧猿島郡猿島町を除く) 猿島郡境町 五霞町	池田 八倉⑤ 坂倉 鋭一⑥ 坂巻 正⑤ 中野 教吾⑥ 栄原 和史④ 野島 定④ 玉ノ井哲夫③ 大塚 弘年⑤ 笠原 英二⑤ 川和 弘行⑨ 原 延雄④ 梶原 健一⑤ 金子 憲一⑥ 鶴岡 潔⑤ 林 勝巳③
第5区	17人	柏市 鎌ヶ谷市 我孫子市 印西市 (旧印旛村、旧本笠村を除く) 白井市	坂東 民男③ 青山 貞夫⑥ 塩谷 和夫⑥ 小溝 貞次⑥ 富澤 康人⑨ 畠山 和雄⑥ 山形 俊雄⑥ 安田 政弘④ 野崎 博⑥ 小林 良三④ 間宮偉佐夫③ 原 哲⑥ 深山 喜一⑥ 大木 義勝④ 大井 幹雄④ 宇田川友行③ 渋谷 重大④
第6区	21人	江東区 葛飾区 墨田区 足立区 荒川区 台東区 千代田区 中央区 港区	江口 博之⑨ 小泉 宗孝⑨ 高橋 常彦⑤ 松土 英男⑥ 横田 文雄⑨ 若林 茂⑤ 坪田 俊之④ 三浦 繁夫④ 川出 潤③ 島田 実③ 亀井 利雄⑨ 石田 哲司④ 石澤 柏磨⑨ 大滝 久治⑨ 鈴木 基之⑨ 佐竹 未男④ 横山 和久④ 高橋 享③ 渡邊 省吾⑤ 渡辺 哲三④ 松本 行雄①
第7区	16人	松戸市 (第1区の地域を除く)	鈴木 等⑥ 井奥 貞雄⑨ 大橋 誠一⑥ 小串 安正⑨ 加藤 栄⑨ 室橋 惟皓⑥ 渡辺光一郎⑥ 早川 俊通③ 浅野 久⑥ 山本 銀市⑥ 田中 孝⑦ 浮ヶ谷忠弘⑦ 岡田 吉夫⑨ 高橋 康夫④ 宮口 博③ 浮ヶ谷信夫①
合 計	121人		

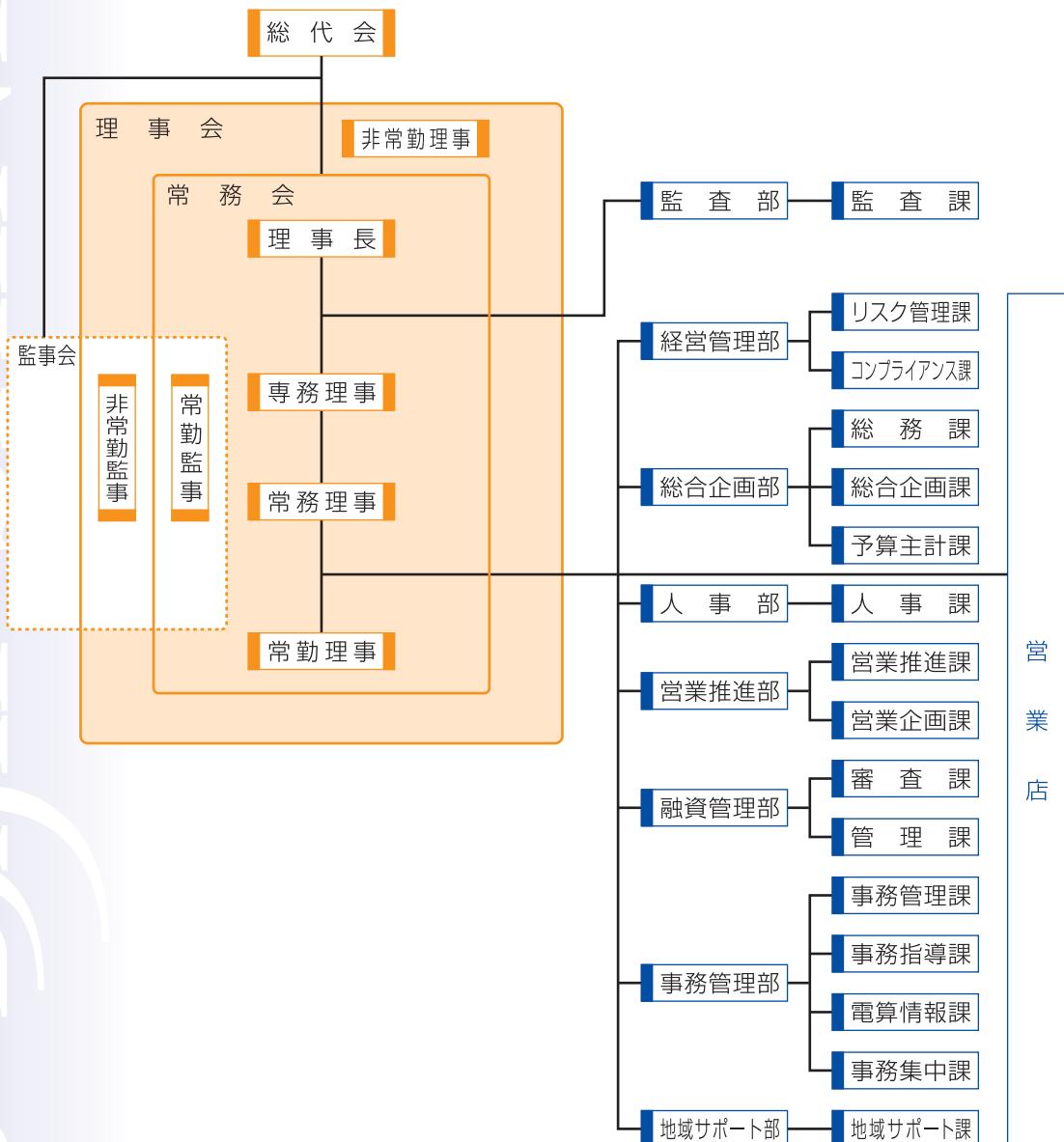
(注) 丸数字は東京ベイ信用金庫での総代の就任回数

（総代の属性別構成比）

職業別	法人役員92.6%、個人事業主3.3%、個人4.1%、
年代別	40代以下2.5%、50代9.9%、60代33.9%、70代35.5%、80代17.4%、90代以上0.8%
業種別	製造業13.2%、建設業18.2%、卸・小売業20.7%、サービス業14.9%、不動産業(賃貸含む)23.1%、その他9.9%

組織図

平成30年7月1日現在



役員

平成30年7月1日現在

理事長 (代表理事)	酒井正平	常勤理事	結城一夫	理事	村岡 実	(※1)	常勤監事	長尾由彦
専務理事 (代表理事)	村松信二	常勤理事	仲村幹生	理事	桑田幸一	(※1)	監事	松本光史
常務理事 (代表理事)	山口隆之	常勤理事	渡辺精久	監事	霜山明夫	(※2)		
		常勤理事	市原裕彦					
		常勤理事	三井一弘					

※1 理事 村岡実、桑田幸一は、職員外理事です。

※2 監事 霜山明夫は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

内部管理態勢の整備

当金庫は、業務の健全性および適切性を確保するための基本方針として、「内部管理基本方針」を定め、内部管理態勢の整備とその実効性の確保に努めております。

内部管理基本方針

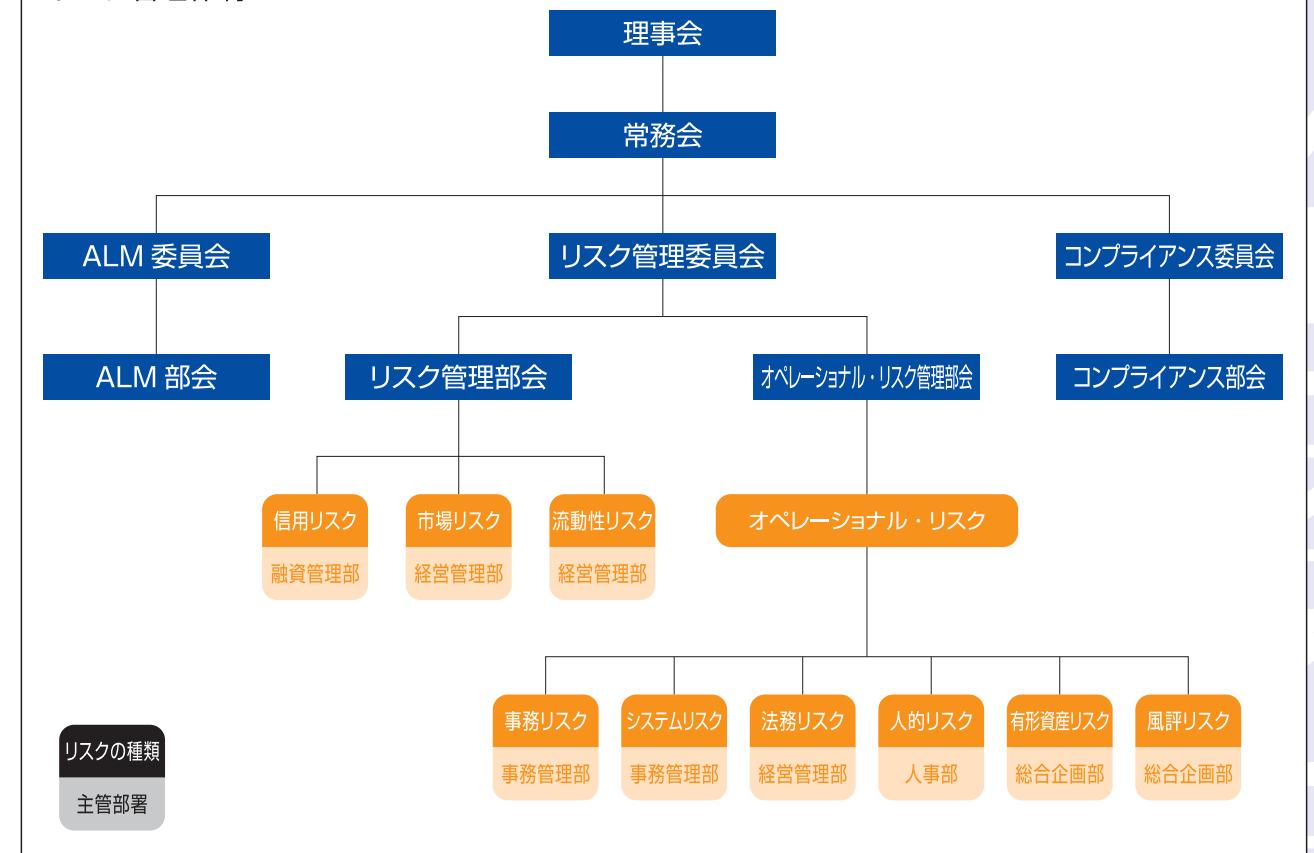
1. 理事および職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合の当該職員に関する事項
6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項
7. 理事および職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
8. 監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
9. 監事の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
10. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

■リスク管理態勢

金融・経済の自由化、グローバル化やIT技術の進展等により、金融業務に関するリスクは多様化、複雑化しています。このような金融環境の中で、当金庫は、リスク管理を経営の重要課題の一つと位置づけ、可能な限りリスク量の計量化を図り、経営体力（自己資本）の水準から許容できるリスク総量を認識し、適正なコントロールを行い、健全性の維持と収益性の向上の双方にバランスのとれた経営を目指して、リスク管理態勢の充実、強化に努めています。

当金庫では、理事会をリスク管理に関する最高意思決定機関とし、常勤役員全員で構成する常務会がリスク管理を統括しています。また、常務会の下にリスク管理委員会を設置し、ALM委員会と連携し、統合的リスク管理態勢およびオペレーション・リスク管理態勢の整備・確立ならびに各リスク管理態勢に関する施策等について検討・協議し、その実施状況を検証・評価して、統合的リスク管理を行っています。

リスク管理体制



●信用リスク

1. リスク管理の方針及び手続の概要

○信用リスク管理の方針

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを最重要のリスクと位置づけ、与信業務についての基本的な考え方や判断基準等として「融資基本方針（クレジット・ポリシー）」を制定し、全ての役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

○信用リスク管理体制

信用リスクに関する重要事項は、理事会で決定しています。

また、リスク管理全般を統括する常務会の下にリスク管理委員会を設置し、与信ポートフォリオを定期的にモニタリングするなど、信用リスク全般について協議、検討を行っています。

○自己査定

自己査定は、信用リスクを管理するための手段であるとともに、適正な償却・引当を行うための準備作業として位置づけています。

当金庫では、経営管理部を自己査定の統括部署とし、「自己査定基準」「自己査定マニュアル」に基づいて貸出資産およびその他の資産の実態を把握・管理しています。

○償却・引当

償却・引当は、自己査定の債務者区分と分類区分に基づいて実施しています。

一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先（その他要注意先・要管理先）については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれの貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しています。また、個別貸倒引当金に関して、破綻懸念先は、債権額から担保・保証等を除いた未保全額に対し貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しています。但し、一定額以上の大口未保全先は、未保全額からキャッシュフローに基づき算出した回収見込額を除いた全額を個別貸倒引当金として計上しています。実質破綻先、破綻先は、債権額から担保・保証等を除いた未保全額を引当・償却対象額として算出しています。

○貸出案件の審査

貸出案件の審査にあたっては、適切な資金の運用を行うことにより、当金庫および当金庫の会員であるお取引先の健全な発展育成を図らなければならないと考えています。個別の案件審査については、営業店において個別案件ごとの調査・分析結果に基づいて審査し、営業店長の権限を超えるものは、営業推進部門から独立した融資管理部が審査し、融資管理部担当役員の権限を超えるものは、常勤役員全員で構成する貸出審査会にて審査する体制としています。

○ポートフォリオ管理

特定の与信先・グループあるいは特定の業種などへの与信集中による過大な信用集中リスクを回避するため、一与信先・グループへの与信限度を定めているほか、大口与信先、金額階層別、業種別および資金使途別の与信状況などについて、定期的にリスク管理委員会でモニタリングを行うとともに、経営陣へ報告しています。

○不良債権への対応

不良債権の回収・処理については、原則として、融資管理部において一括集中管理する体制とし、専門部署による回収・処理を継続して行っています。

2. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、「外部格付使用基準」に基づいて以下の5つの機関を採用しています。

なお、エクスボージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

①格付投資情報センター（R&I）

②日本格付研究所（JCR）

③ムーディーズ（Moody's）

④スタンダード・アンド・ Poor's (S&P)

⑤フィッチ（Fitch）

3. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、貸出案件の審査にあたって、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証に過度に依存しないよう努めていますが、案件審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど、適切な取扱いに努めています。当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等があり、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、当金庫が定める「融資規程」や「担保評価事務処理要領」等により、適正な評価・管理を行っています。

信用リスク削減手法とは、信用リスクを軽減化するための措置をいい、自己資本比率算出のための信用リスク・アセット額の算出にあたり、信用リスクが低いと判断される資産について、定められた方法により資産から削減額を控除し、信用リスク・アセット額を軽減することができる手法のことをいいます。

具体的には、適格担保として、担保を設定している預金・積金を信用リスク削減額としています。担保額については貸出債権額を上限とし、預金・積金は残高の範囲内としています。また、貸出金と自金庫預金の相殺として、一定のルールのもとに担保となっていない定期性預金残高を貸出債権額と相殺したものと見なし、信用リスクを削減しています。保証としては、国、地方公共団体、政府関係機関、しあわせ保証基金等の民間保証会社が保証している保証債権について、保証される部分に限り、保証先のリスク・ウェイトを適用しています。

●市場リスク

1. リスク管理の方針及び手続の概要

○市場リスク管理の方針

市場リスクとは、金利や有価証券、為替などの価格が変動することによって、当金庫が保有する資産および負債の価値が変動し、損失を被るリスクのことをいいます。

当金庫では、市場リスクを適切に把握して許容範囲内に收めるとともに、適正な収益を確保することを基本方針としています。

○市場リスク管理体制

市場リスクに関する重要事項は、理事会で決定しています。

また、リスク管理全般を統括する常務会の下にリスク管理委員会を設置し、ポジション枠等の遵守状況やリスク量を定期的にモニタリングし、市場リスク全般について協議、検討を行っています。

さらに、フロントオフィス（資金運用部門：総合企画部総合企画課）、ミドルオフィス（リスク管理部門：経営管理部リスク管理課）、バックオフィス（事務部門：総合企画部予算主計課）を設置して相互に牽制が働く体制としています。

○リスクの把握と管理

ミドルオフィスとしてリスク管理を担当する経営管理部では、設定された有価証券等に関するポジション枠（想定元本等に対する保有限度枠）、リスク・リミット（予想損失額の限度枠）、ロス・カットライン（損失限度）の遵守状況を管理するほか、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクについて、定期的にVaR（バリュー・アット・リスク：最大予想損失額）によりリスク量を計測し、リスク管理委員会および経営陣へ報告しています。

また、市場リスクに付随する信用リスクへの対応として、お客様との取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じているほか、引当金の算定に関しては、信用リスク管理における引当金の算定基準に準じています。

2. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、派生商品取引及び長期決済期間取引に該当する取引はありません。

3. 証券化エクスポージャーに関する事項

「証券化」とは、金融機関が保有するローンや企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券化して組み替え、第三者に売却して流動化することで、一般的には、証券の裏付けとなる原資産の保有者である「オリジネーター」と証券を購入する側である「投資家」に大きく分類されます。

当金庫が保有する証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式は、標準的手法を採用しています。

4. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資金等が該当します。

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託に係るリスクの認識にあたっては、時価評価およびVaR（バリュー・アット・リスク：最大予想損失額）によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてリスク管理委員会に諮り、投資継続の是非を協議するなど適切なリスク管理に努めています。また、株式関連商品への投資は、有価証券にかかるポジション枠（保有限度枠）の範囲内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置づけており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心がけています。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」および「資金運用細則」に基づいた厳格な運用・管理を行っています。

非上場株式、政策投資株式、その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資金に関しても上記の規程・細則に基づいた厳格な運用・管理を行っており、またリスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、定期的に経営陣へ報告するなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い適正な処理を行っています。

5. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

○リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクのことをいいますが、当金庫では、定期的にリスク量の計測を行い、適宜、対応を講じることとしています。

具体的には、銀行勘定のリスクについて、一定の金利ショックを想定した場合のリスク量を計測し、リスク管理委員会で協議、検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告するなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。

○内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しています。

- ・計測手法……GPS（グリッド・ポイント・センシティビティ）方式
- ・コア預金……流動性預金について、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、満期を5年以内（平均2.5年）とする。
- ・金利ショック……1バーセンタイル値と99バーセンタイル値による金利ショック
- ・計測対象……預貸金、有価証券、預け金、その他の金利感応資産・負債

●流動性リスク

1. リスク管理の方針及び手続きの概要

○流動性リスク管理の方針

流動性リスクとは、金庫の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）、および市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいいます。

○流動性リスク管理体制

流動性リスク管理に関する重要事項は理事会で決定しています。

また、リスク管理全般を統括する常務会の下にリスク管理委員会を設置し、資金ギャップの把握や資金繰り状況のモニタリング、および管理を行っています。

○リスクの把握と管理

流動性リスクが顕在化しないように、慎重かつ適切に資金繰り状況や市場流動性に影響を与える要因や変化を常に把握し、金庫の調達・運用方針に即して保守的、かつ安定的に資金繰りや市場流動性を確保できる体制としています。

また、金庫自身の信用力等の低下による要因と、金融システムの混乱など外的要因の両面を考慮して、適切かつ迅速な管理・対応を行う体制としています。

2. 流動性リスクの管理手法

有価証券等の運用においては、資金化が容易な商品を中心に運用を行うとともに、流動性リスク限度額を設け、不測の事態に備える体制としています。

また、資金ギャップについては日次で管理し、資金ショートが発生しないように管理しています。

●オペレーションル・リスク

1. リスク管理の方針及び手続きの概要

○オペレーションル・リスクとは

オペレーションル・リスクとは、内部プロセス、人、システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから生じる損失に係るリスクのことをいい、事務リスク、システムリスクのほか、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクが含まれます。

○オペレーションル・リスク管理体制

オペレーションル・リスクに関する重要事項は、理事会で決定しています。

また、リスク管理全般を統括する常務会の下にリスク管理委員会を設置し、事務リスク、システムリスク等について協議、検討を行っています。

なお、リスク管理委員会はリスクの総合的な管理部門として、リスクのコントロールと削減に努めるとともに、協議、検討結果については、定期的に経営陣へ報告しています。

○事務リスク管理の方針及び手続きの概要

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクのことをいいます。

事務リスク管理にあたっては、常に事務リスク発生の危険度を把握し、規程、事務処理要領の整備を図るとともに、厳正な事務の励行に努めることを基本方針としています。

当金庫では、お客様から寄せられた苦情やご意見、発生した事務ミス等を管理し、実効性のある対策を講じるために活用しており、事務レベルの向上に資する態勢を整備しています。また、営業店に対しては、事務インストラクターを派遣してOJTを実施しているほか、各種研修会、会議等を通じて、厳正、堅確な事務処理の徹底を図っています。

○システムリスク管理の方針及び手続きの概要

システムリスクとは、コンピュータ・システムの障害または誤作動、システムの不備、さらにはコンピュータが不正に使用されること等により損失を被るリスクのことをいいます。

システムリスク管理においては、当金庫の経営方針、経営計画に従い、当金庫における情報資産保護のための管理体制を整備し、適切な管理・運営を図ることとしています。

当金庫では、しんきん共同センターに加盟し、共同オンライン利用によりお客様に各種金融サービスを提供させていただいております。同センターでは、スケールメリットを活かし、コンピュータ・通信回線・電源等の二重化を実施するとともに、重要なシステムおよびお客様の情報につきましては、2拠点でのバックアップ体制を構築しており、大規模な災害で一方が被災しても、継続して業務が遂行できるよう万全を期しています。

また、コンピュータ・システムの安定稼動が危機にさらされるような不測の事態に備えて、業務継続基本計画を策定するとともに、同センターが実施する定期的な被災訓練にも参加しています。

さらに、情報資産を適切に保護するための基本方針であるセキュリティポリシーや具体的な運営規則を定め、情報の重要度に応じた管理体制を整備するとともに、お客様の重要なデータにつきましても、外部からの不正アクセスの防止策を講じる等厳格なセキュリティ管理を実施しています。

○その他のリスク管理

オペレーションル・リスクのうち、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクについては、各主管部署がリスク管理を担当し、リスク発生の未然防止および発生時の影響度の極小化に努めることとし、また、リスク管理状況について、必要に応じて経営陣へ報告することとしています。

2. オペレーションル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

粗利益をベースに算出する「基礎的手法」を採用しています。

■「コンプライアンス(法令等遵守)体制」の推進

私ども信用金庫は、信用金庫法にも示されているように、「国民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資する」という公共的使命を負うとともに、業務の健全かつ適切な運営を行い、地域社会からの信頼を確立するという社会的責任を負っています。

当金庫は、これまでその社会的責任と公共的使命とを十分自覚して業務を遂行し、地域の信頼を得てきましたが、今後も一層の信頼確保のために、絶えず東京ベイ信用金庫の「倫理憲章」に思いをいたし、信念と誇りをもって日常活動を実践してまいります。

1. 東京ベイ信用金庫「倫理憲章」の周知徹底

社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理の再構築を重要課題として位置づけ、「基本方針」および「遵守基準」にあたる「倫理憲章」の周知徹底を図っています。

2. コンプライアンス・プログラムの策定と推進

「倫理憲章」を実現するため、関連諸規程の整備、内部統制の実施計画、役職員の研修計画等を含む具体的な実践プログラムを策定、その推進状況を把握するためのモニタリングを実施し、「コンプライアンス委員会」に報告するとともに改善すべき点について対策を講じています。

3. コンプライアンス担当者の配置

コンプライアンスを効果的に推進するため、各業務部門および営業店等との連携を密に保つ必要があることから、部店内に、職場におけるコンプライアンス教育研修の責任者としての役割と、報告・相談窓口としての役割を兼ね備えたコンプライアンス担当者を配置しています。

4. コンプライアンス・マニュアルの改訂・配付

コンプライアンス・マニュアル(コンプライアンスを実現するための具体的手引書)を適時見直すとともに、全役職員に配付し、コンプライアンス重視の職場風土の醸成に努めています。

■金融ADR制度への対応

〔苦情処理措置〕

当金庫は、お客様からの苦情のお申出に公正かつ的確に対応するため内部管理態勢等を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に営業店(電話番号は52ページ参照)または経営管理部(電話:0120-074-472)にお申出ください。

〔紛争解決措置〕

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記経営管理部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申出があれば、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客様から各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫経営管理部」にお尋ねください。

■個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報等の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

2. 個人情報等の取得・利用について

(1) 個人情報等の取得

- ・当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をします。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号・性別・生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧める際には、投資に関する知識、ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。

・お客様の個人情報は、

- イ. 預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
- ロ. 営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客様から取得した事項

ハ. 当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
二. 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
ホ. その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2) 個人情報等の利用目的

- ・当金庫は、次の利用のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。
- ・お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示することはございません。

A. 個人情報(個人番号を含む場合を除きます)の利用目的 (利用目的)

- イ. 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ロ. 法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただき資格等の確認のため
- ハ. 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続のお取引における管理のため
- ニ. 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ホ. 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ヘ. 与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ト. 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- チ. お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- リ. 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ヌ. ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ル. 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ヲ. 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ワ. その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

(法令等による利用目的の限定)

- イ. 信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ロ. 信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B. 個人番号の利用目的

- イ. 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ロ. 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ハ. 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ニ. 金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ホ. 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ヘ. 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ト. 教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため
- チ. 預金口座付番に関する事務のため

上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3) ダイレクト・マーケティングの中止

- ・当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申し出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、取引店舗ご相談窓口にお申出ください。

3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。

4. 個人情報等の開示・訂正等、利用停止等について

- ・お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- ・お客様本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報の訂正、追加、削除または利用停止、消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- ・お客様からの個人情報等の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- ・以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、当金庫本支店のご相談窓口までお申出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

5. 個人情報等の安全管理について

- ・当金庫は、お客様の個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の安全管理のため、個人データの安全管理措置を講じます。

6. 委託について

- 当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。
また、委託に際しましては、お客様の個人情報の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- ・定期預金および定期積金の期日案内等の作成および発送に関わる事務
- ・キャッシュカードの発行および発送に関わる事務
- ・ダイレクトメールの発送に関わる事務
- ・情報システムの運用および保守に関わる業務

7. 個人情報保護に関する質問・苦情について

- ・当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問につきましては、当金庫本支店にご相談窓口を設置しておりますので、お問い合わせください。なお、当金庫は個人情報等の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取組みます。

■反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力放逐運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

■利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)し、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守します。

1. 当金庫は、当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
 - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) (1)の①から③のほかお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ① 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
 - ② 対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
 - ③ 対象取引またはお客様との取引を中止する方法
 - ④ 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

地域とともに
これからも、
そしていつまでも